

平成 14 年度税制改正に関する意見

(2001 年 10 月 2 日)

わが国経済は、中国など海外への生産拠点の移転、製品輸入の増大により国内産業の空洞化が進んでいる。また、景気下振れリスクが高まっていた折から、米国同時多発テロ事件の発生が重なり、その日本経済への影響が懸念されている。小泉内閣には、こうした事態に直面しても聖域なき構造改革を不退転の決意で進める一方で、現下の厳しい景気状況や不安定な国際情勢にも機動的に対応してもらいたい。

税制については、新世紀のスタートを切った今こそ、経済のグローバル化やネットワーク型産業構造への転換、地方分権の推進、少子高齢化といった時代の変化に適合し、経済社会の活力を高める、公平・中立・簡素な税体系を構築していく必要がある。また、税制改革においても聖域を設けることなく、例えば、個人所得税の課税最低限の引き下げや納税者番号制度の導入などにも小泉内閣としての明確な方針を打ち出すべきである。

昨年来、一部自治体において、銀行業等に対する外形標準課税の導入、法人住民税均等割の超過課税の変則的实施など、地域における企業活動の発展を阻害するものが目立っている。こうした地方税制の歪みを是正するためにも、国と地方を通じた税財政改革を急がなければならない。

当連合会は、以上の基本的考え方に立ち、平成 14 年度税制改正について下記のとおり要望する。

記

1. 経済構造改革を促進する税制

(1) 連結納税制度の導入

経済のグローバル化が飛躍的に進展し、わが国の産業構造の転換が不可避な情勢の中、各企業は事業の選択と集中を懸命に模索している。また、雇用情勢が全国の中でもとりわけ厳しく、経済の地盤沈下が著しい関西は、産業構造の転換と事業の再編が急務であり、税制面でそれを後押しすることが強く望まれる。

その意味で、連結納税制度は持株会社化、分社化など企業集団の経営形態の選択において税制面の制約を取り除くものとなるだけに、平成 14 年度における連結納税制度導入をぜひとも実現し、企業の国際競争力向上を図っていかなければならない。

なお、連結納税制度の導入にあたっては、連結納税グループ内の寄付金の損金不算入や連結付加税の導入など課税強化措置には強く反対する。また、納税事務負担をできるだけ小さくするとともに、申告納税期限は事務負担を十分考慮したものにすべきである。

適用要件など制度の具体的内容については以下のとおり要望する。

[1] 適用要件

連結納税制度の適用は、納税者の任意選択とすべきである。

また、連結対象となる子会社の範囲については、租税回避行為を防止するため株式保有割合 100%の国内子会社をすべて含める案が有力と伝えられているが、上場を検討している場合などの事情を勘案し、弾力的な取り扱いがなされるよう要望する。

[2] 内部取引にかかる損益

連結グループ内部の取引により生じた損益は、未実現の損益であり、原則として繰り延べる。しかし、連結グループ内の棚卸資産取引は件数が多いうえ、比較的滞留期間が短いことから課税上の弊害が少ないと考えられるので、事務負担の軽減を図るため、一定の例外的取扱いを認めるよう要望する。

[3] 連結納税グループへの加入または離脱時の取り扱い

連結納税制度への加入または離脱時の取り扱いについては、平成 13 年度に創設された企業再編税制と整合性のあるものとするよう強く要望する。

例えば、適格合併時に繰越欠損金や資産の含み損の引き継ぎが認められることを考慮し、子会社の連結納税制度加入前に発生した繰越欠損金等についても、連結加入後の引き継ぎを認めるよう要望する。

[4] 地方税の連結納税制度

連結納税制度を適用した場合、法人住民税の法人税割額及び法人事業税等の地方税に関しても、連結納税制度により算出された法人税額に基づき申告・納税する制度への改正を要望する。

(2)ベンチャーの創業支援税制の拡充

雇用創出のためにもベンチャー企業等の創業を従来にも増して活発にする必要がある。そのためインセンティブとして次のとおり要望する。

[1] ベンチャー税制の拡充

創業後5年間に生じた欠損金について、無期限の繰越し控除をすべての企業に認めるとともに、創業後5年以内に黒字化した場合についても、創業後5年間は法人税の課税を繰り延べる措置を創設するよう要望する。

[2] エンジェル税制の拡充

現行エンジェル税制をさらに拡充し、個人が一定の要件を満たした中小企業に投資して損失を抱えた場合、損失の繰り延べ期間を3年から5年に延長することを要望する。

[3] 法人版エンジェル税制の創設

日本の社会事情を踏まえれば、新規企業に投資し、経営面のアドバイスなども行うエンジェルの役割は個人よりもむしろ法人に期待する方が所期の成果を上げやすい。そのため、法人が出資をして、例えば一定規模以上の設備投資や新規雇用がある企業を創設した場合に、出資額の3割程度を損金算入できる措置を講じる等のいわば法人版エンジェル税制を創設するよう要望する。

(3)資産課税の改革

[1] 証券市場活性化に向けた有価証券譲渡益課税のあり方

株式市場の低迷が保有株式の評価損などを通じて日本経済に深刻な影響を及ぼしている。個人投資家の市場参加の拡大を図り、証券市場を活性化するため、株式譲渡益課税については、当面、源泉分離課税方式を存続するべきである。

また、申告分離課税方式については、その税率を引き下げるとともに、譲渡損失の5年程度の繰越控除を容認すべきである。

[2] 土地譲渡益重課制度及び地価税の廃止

土地譲渡益重課制度及び地価税は、異常な地価高騰を背景に導入されたが、地価が大幅に下落した現在、存在意義を失っていることは明らかである。土地譲渡益重課制度及び地価税は、平成10年以後、停止状態にあるが、そもそも地価下落が経済低迷の大きな原因となっている現状を考えれば、早急にこれらを廃止すべきである。

[3] 事業承継円滑化のための相続税の見直し

経済活性化にあたって、わが国経済の基盤を支えている個人事業、中小企業の果たす役割は大きい。これらの個人、企業が意欲をもって事業に励み、将来にわたって活力を維持するために、事業承継円滑化の観点から相続税の軽減措置が急務である。

現在、70%と欧米諸国より高い水準にある最高税率を50%まで引き下げる等の軽減措置の早期実施を要望する。

2. 地方分権改革のための税制

(1) 個人課税重視への転換

真の地方分権を実現するためには、地方税財源の充実を図る必要があるが、その一方で、行政サービスの受益と負担の関係、自治体の財政責任を明確にするシステム改革が必要である。

現状、わが国の地方税負担を法人と個人に分けると、都道府県では個人の税負担は全体の約4割を占めるに過ぎず、選挙権のない法人の負担に大きく依存している。また、補助金や地方交付税の存在が地方の過大な行政サービスをもたらすとともに、自己責任に基づく自立した地方行政の展開を妨げている。

経済財政諮問会議の基本方針でも指摘されているとおり、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直すことが急務であり、地方交付税など国から地方への財政移転を段階的に縮小するとともに、受益と負担の関係が明確な個人課税を中心とした地方税制を構築すべきである。

具体的には、所得税の基本税率10%分を国から地方に段階的に移譲し、かつ課税最低限を引き下げることを提案する。

(2) 地方消費税の充実

地方消費税については、税源の偏在が比較的小さいと考えられることから地方税財源の中で果たすべき役割は大きい。しかし、国税である消費税と一体となっており、また税の仕組みとして地域ごとに税率を変えることが難しいといった欠点があることも事実である。

そこでこの際、「消費税」を国と地方の共同税とすることを提案する。現在、地方消費税を含む消費税(税率5%)の国と地方の実質的な配分は56.4%対43.6%になっているが、前述の地方交付税など財政移転の縮小に伴って段階的に地方への配分比率を高めていくものとし、当面の目標を国と地方で50%ずつとすべきである。

なお、消費税制の公平性・透明性を高めるため、事業者免税点制度の見直し、インボイス方式の導入、総額表示方式の普及などの検討を行うべきである。

(3) 法人事業税への外形標準課税導入について

近年、経済のグローバル化に対応して、価格面での国際競争に対応するため、製造業の海外シフトに拍車がかかっている。こうした中、法人事業税への外形標準課税の導入が検討されている。

昨年、自治省(当時)から出された具体案では、外形基準となる「事業規模額」の約7割を人件費が占めている。これは実質的な賃金課税であることを意味しており、こうした税制を導入すれば、日

本企業の国際競争力を削ぎ、国内産業の空洞化に拍車をかける恐れがある。ものづくり拠点を国内に残すとともに、高まる雇用不安への対応を考えると、このような外形標準課税の導入は許されない。

安定的な地方税財源確保の課題は、法人事業税のみを取り上げるのではなく、そもそも法人課税の比重を下げ、消費税を拡充することを含め、地方税体系の抜本改革の中で検討されるべきである。

(4)法人事業税および法人住民税の超過課税

国内産業の空洞化が懸念され、地域の雇用対策がとりわけ重要になりつつある。こうした状況にもかかわらず、現在、法人事業税や法人住民税の超過課税が多くの自治体で実施され、さらに強化する動きすらある。これら課税が企業立地を阻害し、企業の流出を加速していることは明らかである。

それぞれの自治体が独自性を競う地域間競争の時代にあって、地方自治体の課税自主権は、企業追い出しにつながる増税措置としてではなく、企業を呼び込む減税措置として行使するべきである。

3. 徴税システムの改革

(1)納税者番号制度の導入

課税の公平性を確保するために納税者番号制度の検討が進められている。情報通信技術の飛躍的進展が見られる現在、所得に対する捕捉の向上や課税の公正化・適正化を図るとともに、納税意識を高めるためにも納税者番号制度の導入を早急に実現すべきである。

(2)源泉徴収制度の見直し

源泉徴収制度は、第二次大戦期に導入され、現在に至っている制度であるが、本来税務署が行うべき仕事を企業がコストを負担し、肩代わりしているものである。また、結果として、源泉徴収制度は給与所得者の納税意識や税への関心を薄めている。

徴税コストの増大を避けつつ、電子政府・電子自治体の実現を前提に、年末調整は原則として個人の責任に委ねるといった改革を検討すべきである。

(3)国と地方を通じた徴税機構の創設

国、地方の徴税の現状を見れば、国は厳格な滞納管理を行うとともに、滞納状況の情報公開など徴税の透明性を高めている一方で、地方自治体の徴税努力が総じて劣っていることは明らかである。また、そもそも日本の徴税機構が、中央政府、都道府県、市町村という三層構造になっており、効率性において疑問が多い。

納税者の視点に立って、できる限り徴税を簡素かつ公正にするため、国と地方が共同で設置する独立の徴税機構の創設を提案する。

4. その他

(1)年金関係税制

年金課税については、政府内でその税負担は主要国と比べ極めて低いとの認識があり、給付時において公的年金控除の縮小により非課税枠を減額するとともに、拠出時においても一定の課税を行うべきとの課税強化案がある。しかし、少なくとも拠出時においては、若い世代の年金制度へ

の加入率の向上を図るためにも、現行の社会保険料控除を存続すべきである。

また、企業年金税制については、拠出時・運用時非課税、給付時課税への一本化を実現すべきである。そうした考えに立てば、現行の企業年金に対する特別法人税は廃止すべきである。

(2) 欠損金の繰戻し還付

欠損金の繰戻し還付については、本則で1年間に限り認められているものの、租税特別措置法により平成14年3月31日まで適用が停止されている。一方、諸外国においては、例えば、アメリカでは2年間の繰戻し、イギリスでは3年間の繰戻しが認められているなど、わが国の現行制度は明らかに不利な扱いとなっている。

欧米諸国とのイコール・フットイングの視点から、まず、欠損金の繰戻し還付の適用停止を解除するよう要望する。

(3) タックスヘイブン税制の見直し

近年、厳しい国際競争の中で、世界的に法人税率の引き下げが加速している。継続的に事業活動を行ってきているにもかかわらず、現地法人税率の引き下げ等が、結果としてタックスヘイブン税制の適用につながる場合が出てきており、本税制の本来の趣旨からはずれている。

タックスヘイブン税制の軽課税率の判定基準については、現在の法人実効税率40%に合わせ、20%以下に引き下げるべきである。また、適用除外規定に定める主たる業務の判定については、実態にあった適切な運用が必要である。

(4) 環境税

地球環境対策の一つとして環境税が議論されているが、企業経営の脆弱化と国際競争力の低下につながる環境税の導入には反対である。

環境問題は産業界の自主的取り組みにより強力かつ効果的に進めることが基本であり、環境対策を積極的に進めている企業には、環境税を課すのではなく、逆にそのインセンティブとなる税制上の措置を検討してもらいたい。